

第1章 計画の概要

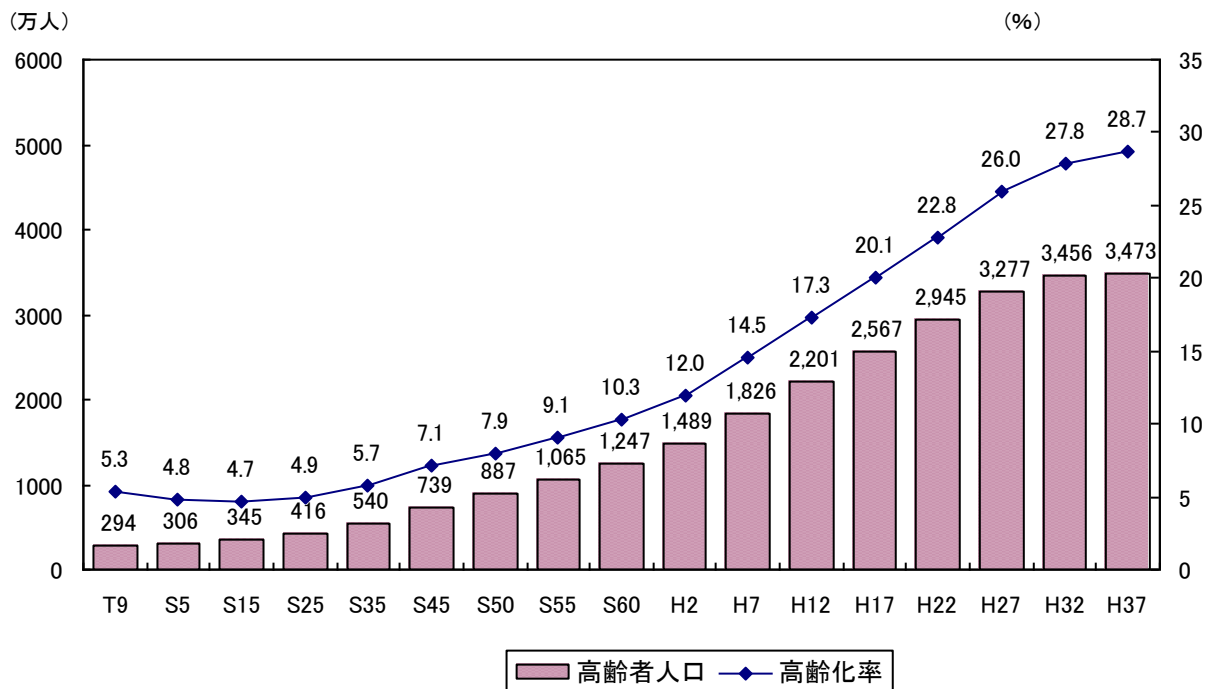
1 計画策定の背景

(1) 超高齢社会の到来

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成7年の1,826万人（総人口の14.5%）から平成17年の2,567万人（20.1%）へこの10年間において大幅に増加しています。

また、平成19年10月1日現在2,746万人となり、高齢化率は21.5%と初めて21%を超え、超高齢社会に移行しています。本計画期間中でもある平成24年度には団塊世代の一部が高齢期を迎えるなど、ますます高齢化が進んでいくと予想されます。

図：国の高齢者数・高齢化率の推移



資料：平成22年までは「国勢調査」、平成27年以降は「人口問題研究所・日本の将来推計人口」

(2) 高齢者を取り巻く課題

高齢者の増加とともに、認知症高齢者も増加傾向にあります。国の推計では認知症高齢者は、平成22年には208万人、平成27年には250万人まで増加すると見込んでおり、超高齢社会において認知症高齢者対策は非常に重要な課題となっています。

また、高齢化に伴う問題として、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加があげられます。地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方が今後ますます重要になってくると考えられます。

(3) 介護予防の重要性

わが国では急速に高齢化が進展する中、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が導入され、今年で12年が経過しました。介護保険制度は施行以来、より利用しやすい仕組みを目指して改正を重ねており、特に第3期計画時には、介護の必要性が増すことがないよう、介護予防に重点を置いたシステムの転換が図られました。

第5期計画においても、元気な高齢者が引き続き生きがいを持っていきいきとした生活を送ることができるような施策や要支援・要介護が必要な状態にならないための介護予防の効果的な取組みを推進していく必要があります。また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、たとえ認知症になっても地域で安心して暮らしていくための取組み、さらには、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の方の在宅生活を維持するための取組みや、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加への対応等の喫緊の課題に重点的に取組む必要があります。

2 第5期計画策定にあたっての国の指針

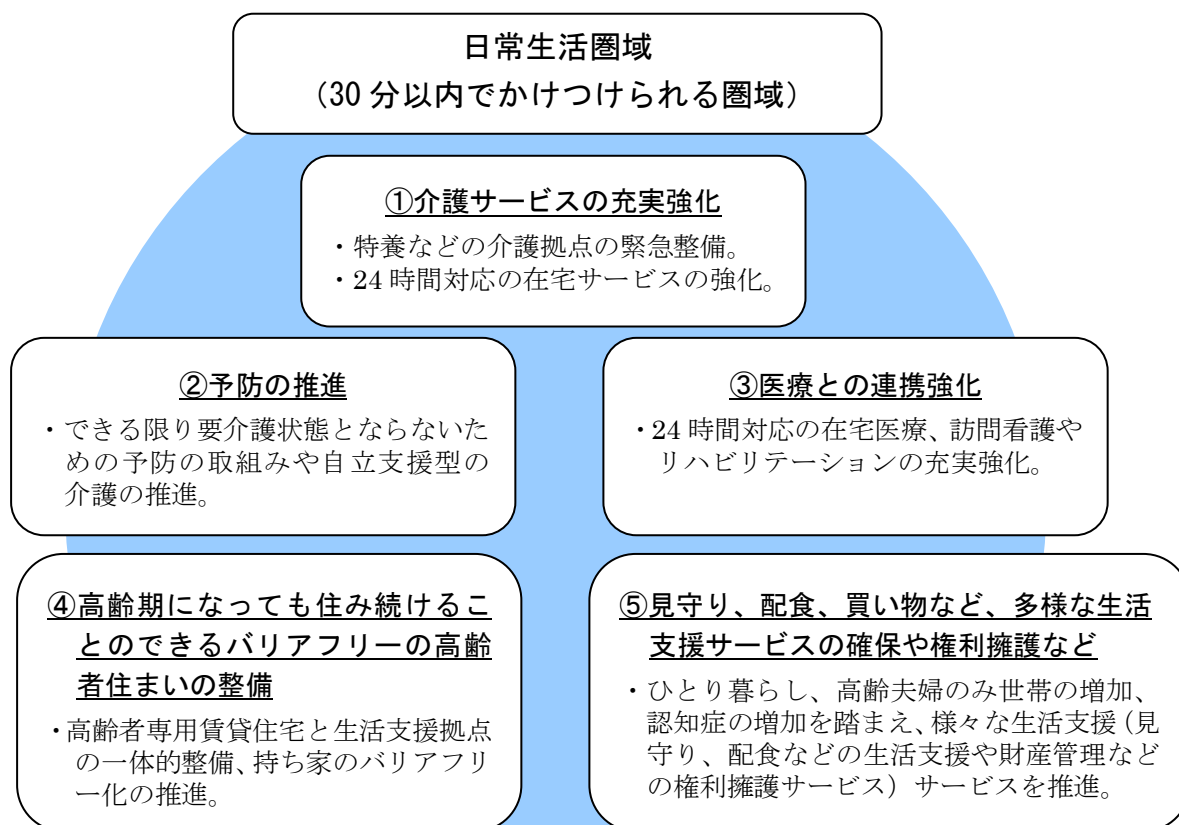
(1) 地域包括ケアの一層の推進

第5期の介護保険事業計画は、第3期計画、第4期計画の延長線上に位置づけられることから、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要です。この取り組みにあたっては、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

また、「地域包括ケア」の考え方については、これまでも示されてきましたが、平成24年度からの第5期計画においてはさらに強化して取り組んでいく必要があります。

【地域包括ケアシステムについて】

地域包括ケアを実現するためには、下記の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われる必要があります。



(2) 計画における重点事項

第5期計画における一番大きなポイントは「地域包括ケアシステム」の構築です。地域包括システムの構築を推進するにあたっては、第5期計画では地域の実情に応じて、以下の4つの重点事項を計画に位置づけるよう示されています。

1 認知症支援策の充実

◆例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等。

2 在宅医療の推進

◆例：市町村における医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等。

3 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

◆例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅供給目標の記載等。

4 生活支援サービス（介護保険外サービス）

◆例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等。

3 計画の基本理念

本町における福祉施策等を推進する上での基本的な理念は、南知多町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の理念を活かしながら、社会情勢や制度の変化を踏まえ、新たに設定するものです。

自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに元気で暮らそう

南知多町は、「太陽と海と緑 豊かなまちづくり」という総合計画の理念に代表されるように、今ある自然を活かしたまちづくりを目指しています。

この自然豊かな、住み慣れたふるさとで高齢者になっても心豊かに、元気で暮らせるように、介護保険サービスをはじめとして、様々な高齢者施策を推進し、安心して住み続けられるよう支援していきます。

そこで「自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに元気で暮らそう」を基本理念に掲げ、本計画を推進していきます。

4 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に規定された「高齢者福祉計画」と、介護保険法（第117条）に規定された「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

したがって、本計画は介護を必要とする高齢者のみでなく、南知多町のすべての高齢者を対象とした、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画です。

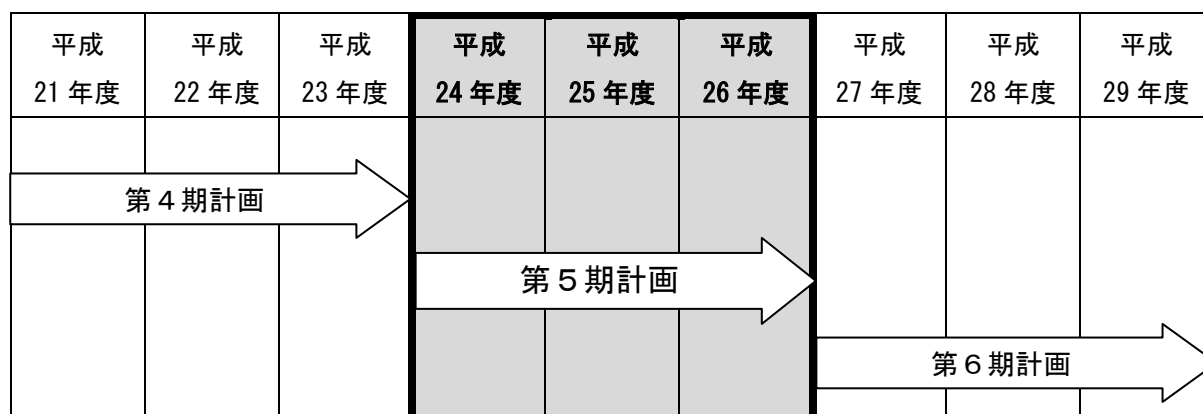
高齢者福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れた福祉全般にわたる計画とし、介護保険給付対象サービスのほか介護保険給付対象外サービス等についても定めるものであり、介護保険事業計画と一体のものとして作成されます。また、厚生労働大臣が定める基本指針等に基づいて、高齢者の心身・生活状況やサービスの利用意向等の状況を踏まえて策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法制定の趣旨・目的を踏まえ、本町における介護または介護予防を必要とするすべての高齢者が介護サービス等を十分に利用することができるような社会の実現をめざし、介護サービス等を円滑に提供するための計画として、サービス量の見込みやその確保の方策等について定めています。

また、本計画は上位計画となる「南知多町総合計画」をはじめ関係他計画との調和を保ちながら、南知多町の高齢者に対する施策の基本的な方向を明らかにし、具体的な目標を定めたものです。

5 計画の期間

本計画は、介護保険制度開始後第5期計画にあたり、平成24年度から平成26年度までの3年を1期とした計画です。



6 計画策定に向けた取り組み及び体制

(1) 策定の基本的考え方

本計画の策定にあたっては、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、具体的な計画を策定します。

また、規則に基づいて設置された「南知多町介護保険運営協議会」において委員等の意見を反映しています。

(2) 住民が参画した計画策定

計画の策定に、被保険者の意見を反映させるための措置を講じています。

第1号被保険者及び第2号被保険者の代表や、老人クラブや民生委員、地域住民が主体となって活動している団体など多様な階層から、介護保険運営協議会委員として参画していただき、多くの視点から意見が反映されるように配慮し、またパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を求め、計画策定を行いました。

(3) 共同研究会への参加

高齢者の意識や生活実態、地域の課題を把握するために、アンケート調査（健康と暮らしの調査）を日本福祉大学健康社会研究センターに委託して、実施、分析を行いました。

さらに、南知多町介護保険事業計画知多圏域共同研究委託事業の一環として、日本福祉大学地域ケア研究推進センターおよび健康社会研究センターとの「第5期介護保険事業計画見直しに向けた共同研究会（全8回）」に参加し、分析結果の活用や計画の骨子について検討を重ねました。

(4) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、関係部課との連携を図りながら、施策の実現に努めます。さらに、保健・医療・福祉の関係機関及び地域の各種団体との連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

本計画を確実に実行し、効果のあるものにしていくために、南知多町介護保険運営協議会において、計画の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づき必要な対策を講じていきます。

7 計画書の構成

本計画書は以下のように構成されています。

構成	内容
第1章 計画の概要	本計画が策定された背景を記載し、計画を進める上での基本的項目、理念や期間、位置づけ等を定めています。
第2章 高齢者の現状と将来推計	計画策定の背景となる本町の高齢者の状況やサービスの実績、今後の将来推計を掲載しています。
第3章 重点課題と取り組みの方針	本計画の施策の体系や事業ごとの方針・内容を掲載しています。
第4章 高齢者福祉サービス	高齢者を対象とする介護保険サービス以外の福祉サービスを掲載しています。
第5章 地域支援事業	介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなる地域支援事業について掲載しています。
第6章 介護保険サービス	第5期計画期間内に見込まれるサービス必要量と保険料の算出根拠を掲載しています。
資料編	本計画を策定する際に利用した統計資料や第4期計画における事業実績、委員会の経過等を掲載しています。